アパート等の集合住宅の
ごみ集積場所の設置につきまして

１．令和7年度まで

建築主等に対し、町内会・自治会や市への事前協議を次のとおり促しておりました。

(1)建築確認の申請を受理する際に、併せて提出を求めている「他法令等調査票」の中で、ごみ集積場所の使用又は設置について、市資源循環推進課まで問合せを行うように記載。

(2)開発行為事前指導書において、ごみ集積場所の利用等について、市に確認し、町内会及び周辺住民等と調整する様に指導。

(3)5階建て以上の建築物や25戸以上の共同住宅等については、「盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例」により、ごみ集積場所の設置の有無や、設置する場合の設置場所及び収集方法について、市との事前協議を求めている。

(4)全日本不動産協会、宅建協会に対し、年に1回、盛岡市内に管理物件（集合住宅）を持つ会員に対し、ごみ集積場所設置に関する啓発物や手引きの配布を依頼。

(5)建築主や不動産会社から市へ相談・協議があった際は、町内会・自治会に取次いでいる。

２．令和8年度より

早いタイミングで、建築主からの事前協議を促すために、上記１に加え、次のとおり周知を強化しております。

(1)啓発物の一部修正、新規作成により次の項目を新たに記載。
　①事前協議の具体的なタイミング（建築確認申請前を目途）
　②事前協議がない場合のリスク（起こりうるトラブル例）
　③ごみ集積場所の設置要件



(2)市建築指導課、全日本不動産協会や宅建協会へ訪問の上、改めて啓発物などの配布などの周知を依頼。

(3)建築確認を行う盛岡市内の指定検査機関（民間）2社に建築主への周知を依頼。

(4)岩手県建築士会、岩手県建築士事務所協会に周知を依頼。

(5)集合住宅の建築数が多いハウスメーカー４社へ訪問。建築時の事前協議を要請。

(6)市公式ホームページのページ新設による周知の強化。

今後とも定期的に関係機関へ働きかけるなど、建築主への周知を継続し、建築確認申請前を目途に町内会・自治会、市へ事前協議する様に促します。

※市の公式ホームページ（広報ID　1057952）と
啓発物はこちらからご覧ください

お問合せ先：盛岡市 環境部 資源循環推進課　TEL019-626-3733

【参考】ごみ集積場所の設置要件について

＜設置位置について＞
・ごみ収集車の通行に十分な幅員があり、通り抜けできる道路に面していること。
・安全かつ効率的に収集作業を行うことができること。
・その他関係法令に反しないこと。

上記を満たしているかどうかは、次の目安に基づき総合的に判断します。

・道路標識等により駐停車が禁止されている区域ではない場所
・消火栓から5m以内の部分でない場所
・坂の頂上付近又は勾配の急な坂でない場所
・交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内でない場所
・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から5m以内でない場所
・バス停留所から10m以内でない場所

※上記を満たしていても障害物があるなど、安全かつ効率的に収集作業を行うことができないと判断することもありますので、自己判断せず、**建築確認申請前を目途に盛岡市にご確認ください。**

＜構造物について＞
・容量が利用世帯数（概ね30世帯程度の利用世帯数が見込めること）に対して、適切であること。
・生ごみ収集用の容器を収容できる小屋であること（都南地域のみ）。

届出等の様式のダウンロードはこちらから

盛岡・玉山地域版

都南地域版

